

### 会員を希望される方は

- 原則 60 歳以上の健康で働く意欲のある方
- シルバー人材センターの趣旨に賛同した方
- 入会説明を受け、入会申請書を提出した方（理事会の入会承認が必要です）
- 定められた会費を納入した方

### 会員がシルバー人材センターで働く場合は

- 会員は、「自主・自立、協働・共助」の理念のもとに、自分の体力・能力、希望に応じて働くことができます。
- 会員は、シルバー人材センターから、請負又は委任の形式により仕事を引き受けます。
- 会員は、公平な就業機会を得るために、通常、ローテーションにより就業します。
- 会員は、引き受けた仕事を完成又は遂行しその仕事の内容によって配分金を受け取ります。
- 派遣就業の場合は、賃金を受け取ります。

### 就業規則とシルバー保険

- 会員が安全・適正に就業できるように、センターには会員の総意によって定められた就業規則（約束ごと）があります。
- 就業で万が一怪我などされた場合は、シルバー団体傷害保険で対応します。
- シルバー派遣事業は雇用関係が生じるため、労災保険が適用されます。

希望する  
職種の登録

仕事の  
提供・就業

配分金の  
支払い

# シルバー人材センター

仕事の発注・  
契約金の支払い

臨時的、短期  
的な仕事  
(請負・委任)

仕事の受注・  
契約内容の履行

仕事を出す方々（家庭・事業所・公共団体等）

### 仕事の発注にあたって

1. 公的、公益的な団体ですので、安心して仕事をお任せいただけます。また、収益を目的にしていませんので一般的に割安でお引き受けできます。
2. 基本、請負又は委任契約によって仕事をお引き受けするものです。
  - シルバーしごとネット（インターネット）  
<http://shigoto.sjc.ne.jp>  
で頼みたい仕事をお気軽にお申し込みになれます。（一部地域を除く）
  - 電話でもお申し込みになれます。
  - 仕事はセンターが責任をもって完成又は遂行いたします。
  - 会員は、臨時的かつ短期的な就業を条件にしていますので、ひとりの会員が長期に渡る就業はしていません。ただし、特別な知識・技能を必要とする仕事については、継続的に就業することもできます。
3. 事業所の社員と混在して就業することや、発注者の指揮命令の下で就業する仕事はシルバー派遣事業でお受けしています。
4. 高齢者の就業ですので、危険・有害な作業を内容とする仕事、損害賠償が多額となることが見込まれる仕事はお引き受けしていません。
5. 請負又は委任になじまない仕事（雇用）は、有料職業紹介事業やシルバー派遣事業で扱うことができます。